

愛知自治体キャラバンに対する回答 (平成19年10月19日)

【愛知県幡豆郡一色町】

項目番号			陳情事項	回答
[1]	1		医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください	住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。
基本姿勢				
[2]	1		★①住宅改修、福祉用具の受領委任払いの実施	リスク等を調査しながら実施に向け検討中。 「 <u>重要なる堂々のいい値</u> 」がやられてしまう。 - 現在 福祉用具が「よかば」あり
実施可能施策の実施を			★②障害者認定 ア 全ての要介護認定者を「障害者控除」を対象に イ 全ての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」の個別送付 ウ 「障害者認定書」を交付された方は状態変更がなければ次年度以降は認定書が必要ないことの周知	ア (要介護度、主治医意見書の自立度)で判定。 イ 申請主義、認定結果通知時に制度説明文書同封 ウ 申告時には認定書の提示等が必要であるので周知予定なし
			★③福祉給付金の現物給付、自動払いの実施	平成17年1月より自動払いを実施 平成20年4月より現物給付を実施予定
			★④老人保健の現役並所得者に対する収入基準の自動適用、又は申請書の個別送付	申請書個別送付実施済み
			★⑤「高額医療・介護合算療養費」の2回目以降の自動払い化	1年1回本人申請 広域連合で1年1回合算
			★⑥子供の医療費助成の現物化	小学校入学前までは現物給付 小学2年までの通院と中学3年までの入院費の2/3を償還払いで実施している。
			★⑦国民健康保険料の「2割軽減」及び独自減免対象者の自動適用	申請書を個別送付し申請漏れのないよう対応する。 平成19年4月、6月
			★⑧出産育児一時金の受領委任払いの実施	実施している。
			[3]	1
介護保険について			②ア 低所得者に対する保険料減免制度の拡充	災害被害者等に対する減免措置のみ
			イ 資産・預貯金を理由とする減免対象の縮小について	町単独減免については資産・預貯金は考慮していない
			★③ア 低所得者に対する利用料減免制度の拡充	社会福祉法人利用者負担減免、介護保険利用者負担額助成(町単独)
			イ 高額介護サービス費の限度額引き下げ	予定なし
			ウ 居住費・食事の個人負担額の町単独減免の実施	予定なし
			④軽度者に対する車椅子等の福祉用具の貸与について、柔軟な対応を	主治医等の判断により必要と判断されるものについては、貸与を認めている。
			★⑤ア 地域包括支援センターの職員体制の整備	現在の3名で予防プラン作成等の対応可能 社務課 長

			イ 権利擁護、困難事例についても市町村が責任をもって対応	包括支援センターと協力して実施している。
			ウ 委託料の水準引き上げを	包括支援センター職員の人件費全額と事務費を支給
			⑥特別養護老人ホーム等の施設整備を	現在整備計画なし
			⑦ア ヘルパー・ケアマネ研修を市町村で実施を	県等の研修会を利用している。
			イ 介護労働者の処遇改善措置	予定なし
【3】	1	(2)	①地域支援事業の財源は極力一般財源で	地域支援事業内容等については次期計画の中で考えていく。
高齢者福祉施策の充実について			②配食サービス 1日食、会食方式の実施	現在予定なし
			③高齢者世帯へのゴミだし支援を	現在予定なし
			④要支援、要介護の高齢者の介護手当ての引き上げ及び制度拡充	現在予定なし
			⑤住宅改修費の独自助成の実施	実施済み 限度額 10万円増
			★⑥多面的な介護予防事業を一般財源で	宅老所は直営 サロンは社協が補助
【3】	2		★①国の税制改正による、負担増を軽減する措置を町単独で	実施予定なし
税制改正に伴う負担増の軽減措置			③市町村減免措置対象外となった人にも継続適用を	実施予定なし
【3】	3		★①高齢者の医療負担を1割に据え置く軽減措置等の実施	現在、国により検討中
高齢者医療の充実			②福祉給付金を70歳から実施と、後期高齢者も福祉給付金の対象とすること	実施予定なし
			③後期高齢者医療対象者に減免制度を設け、保険証の取り上げの停止	実施予定なし
【3】	4		★①中学校卒業まで医療費無料化を現物給付で	小学校入学前までは現物給付 小学2年までの通院と中学3年までの入院費の2/3を償還払いで実施している。
子育て支援			★②妊産婦の無料検診制度の拡充	平成19年5月から5回実施。
			③妊産婦医療費無料制度の新設	実施予定なし。
			④就学援助制度の拡充、市町村役場でも受付を	学校教育課で受付
【3】	5		①制度運用に当たり「相互扶助」「公平な負担」を強調しない	「相互扶助」、「公平な負担」の考えがなければ加入者の理解が得られない。
国保の改善			★②ア 保険料の引上抑制、減免拡充	現時点では県内でも税負担が低い方であるので高くないよう努力する。
			イ 就学前の子供は均等割の対象としない	地方税法の規定に基づき均等割を賦課するが、税の公平性から全て均等に賦課するものであると解釈している。
			ウ 生活保護基準の1.3倍以下の世帯は減免を	地方税法の規定に基づき対象世帯を減免

		エ 所得激減による減免要件を前年所得 1000 万以下で当年見込所得 500 万円以下で前年の 9/10 以下に	西三河管内ほとんど同様の要件であり、減免要件変更予定なし
		★③ア 資格証明書の発行停止、分納者には正規の保険証を	国保法第 9 条及び要綱に基き適切に行う。
		イ 生活実態の把握に努め、実態を無視した保険料徴収差し押さえをしないように	加入者の生活実態を無視した制裁行政は行わない。
		ウ 保険税の滞納を理由に限度額適用認定証の交付制限をしないこと	厚生労働省の「限度額適用認定証の交付に関する事務取扱」により適正に実施
		④国民年金保険料の滞納を理由に短期保険証の発行をしないこと	慎重に対応
		⑤国保の一部負担金の減免制度の拡充、周知等	慎重に対応
		⑥傷病、出産手当の新設	慎重に対応
【3】	6	★①生活保護の申請に対する締め付け等をしないよう、救済漏れのないよう	生活保護の決定審査は県事務所が行っており、町は相談を受付し県へ報告する事務を担当している。
	生活保護		
【3】	7	①通所施設・在宅サービス利用者負担軽減措置における資産要件の撤廃	実施予定なし
		②補装具の利用負担軽減、移動支援、日常生活用具等の利用料を総合した負担軽減策を	実施予定なし
		③通学通園も移動支援を、利用時間上限を設定しないよう	利用時間上限なし。利用者と相談しながら考えていく。
		★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象に	精神障害 1, 2 級に対しては全疾病外来全額、入院半額助成（精神科のみ）
		⑤障害児施設の利用料、給食費の無料化	実施予定なし
		⑥学齢障害児の児童デーサービスや移動支援など充実、利用料負担を軽減	日中一時支援で対応
		⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助の充実	該当施設なし。
【3】	8	★①基本検診・がん検診・歯周疾患検診の無料化、検診の通年実施、個別医療機関委託方式の実施	基本検診、肺がん、歯周疾患については自己負担なし。検診の通年・個別実施については予定なし。がん検診の胃・大腸・子宮・前立腺は自己負担あり。
	検診事業		
		②歯周疾患検診及び 75 歳以上検診を、できれば年一回実施を	年 1 回希望者を対象に実施、
		③子宮がん・乳がん検診を年 1 回に	実施済み

後期
↓
6割の移行

			④前立腺がん検診を年1回に	実施済み
【4】	1		①「最低保障年金制度」の創設、年金滞納者に対する、短期保険証の発行措置の取りやめ	提出予定なし
国に対する意見書 要望書			②後期高齢者医療制度における低所得者対策、保険事業等に公費負担の導入	
			③介護保険に対する国庫負担の増額減免の制度化、障害者自立支援法利用負担軽減措置の拡充等	
			④就学前の医療費無料制度の創設、妊産婦の検診制度の充実、現物給付による乳幼児医療助成実施に伴う国庫負担の減額措置の撤廃	
			⑤消費税引き上げ抑止	
【4】	2		①福祉給付金の70歳からの適用、現物化	提出予定なし
県に対する意見書・要望書			②乳幼児医療費助成制度の対象者を就学前まで拡大	
			③国民健康保険への県補助金の増額	
			④障害者自立支援法の実施に伴う負担軽減策の創設	
			⑤障害者医療費助成制度の対象者を精神障害者まで拡大	
【4】	3		①高齢者の生活実態に即した保険料に	提出予定なし
愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書			②低生活者を配慮し、減免制度の創設を	
			③保険料を払えない人の保険証の取り上げをしないこと	
			④希望者全員が受けられる検診制度を	
			⑤県民及び高齢者が参加できる運営協議会の創設	